

松山市都市計画道路見直し業務委託 仕様書

第 1 章 総 則

1-1 業務目的

本業務は、松山市の都市計画道路について、現状及び将来の交通需要や都市構造の変化、長期未着手都市計画道路の課題等を整理するとともに、都市計画道路の必要性や役割を再検証し、今後の都市計画道路網のあり方及び見直し方針を検討することを目的とする。なお、令和 6 年度に実施した松山都市圏総合都市交通体系調査分析結果等を踏まえた検討を行うものとする。

1-2 業務対象地域

本業務の対象地域は、松山市全域とする。

1-3 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

第 2 章 業務の内容

2-1 業務実施方針の検討

本業務を遂行していく上での実施方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い、業務計画書を作成する。また、計画策定の方針（計画の位置づけ、計画検討において重視すべき視点、検討方法、手法、検討の進め方、今後の計画運用方針など）を検討・整理する。

2-2 都市計画道路の課題抽出・整理

市域の既定都市計画道路に関して、以下の観点から現状及び将来の見通しを整理し、都市計画道路網に係る課題抽出を行う。

1) 都市計画道路網の現状整理

既定の都市計画道路について、車線数、幅員、都市計画決定年次、計画決定権者、整備状況（道路種別、年代別）、現道の有無、交通量及び交通容量（現状、将来推計量）等を収集・整理し、都市計画道路網の現状を把握する。

2) 幹線道路網（都市計画道路以外を含む）の状況整理

道路整備計画（計画内容、整備スケジュール等）や道路密度等についてデータを収集・整理し、松山市における都市計画道路以外を含む幹線道路網の状況（現況、計画）を把握する。

3) 既定都市計画道路網による将来交通量推計及び結果整理

既定都市計画道路網による松山市内の将来道路ネットワークについて交通量配分を行い、交通需要と交通容量のバランス（混雑度）を把握し、当結果に基づく課題等を整理・把握する。

なお、松山市が保有する道路ネットワークデータ及びODデータを用いることを原則とする。

4) 都市計画道路の機能・役割の整理

将来交通量推計結果や上位計画等に基づき、以下の点について、市域の幹線道路網における都市計画道路の果たすべき機能や役割を整理する。

a) 交通機能

- ・自動車交通需要との整合（将来交通量と計画交通量の整合性）
- ・交通混雑の緩和（混雑度、渋滞ポイントの有無）
- ・交通安全の向上

b) ネットワーク機能

- ・関連計画における位置づけ
- ・広域ネットワークの形成（市町間・都市内拠点間・地域間の連携、環状道路の形成）
- ・地域内のネットワークの形成（居住地域内における通過交通排除）
- ・アクセス機能（主要交通拠点、主要施設、中心市街地へのアクセス）

c) 地域のまちづくり支援

- ・関連計画（都市計画マスタープラン、立地適正化計画等）における位置づけ
- ・地域のまちづくり支援（沿道商店街等の活性化、市街地の土地利用促進等）
- ・公共交通の利用促進（バス路線との関連性）
- ・都市環境機能（沿道環境への影響）
- ・都市防災機能（延焼防止・消防活動支援、避難路、緊急輸送）

5) 長期未着手都市計画道路の課題整理

長期未着手道路となった経緯や抱える課題、整備の支障となる要因について整理し、将来的な整備の可能性を把握する。

2-3 都市計画道路の見直し方針の検討

1) 都市計画道路網のあり方の検討

将来都市構造や将来交通需要、長期未着手都市計画道路の抱える課題等を踏まえ、松山市における都市計画道路網のあり方について検討を行う。

- ・目指すべき将来道路ネットワークのあり方（道路網の階層構造の明確化）
- ・道路機能別の都市計画道路のあり方
- ・防災性向上に資する道路ネットワークのあり方

2) ガイドラインの見直し検討

これまでの整理を踏まえ、平成23年3月に策定した「松山市都市計画道路見直しガイドライン」（以下、ガイドラインという）について必要な見直しを行う。

3) 見直し方針の検討

見直し後のガイドラインを踏まえ、目指すべき将来道路ネットワークの実現に向けて、都市計画道路の役割・機能の観点から、どのような路線が、将来に渡り存続が必要か、また、どのような路線が廃止を含め見直しの可能性があるかについて検討を行う。

その上で、以下のような観点から、松山市における都市計画道路の見直しに係る方針を決定する。

- ・目指すべき将来道路ネットワークの形成に向けた「存続」「変更」「廃止」の判断に係る基本的な考え方

- ・見直し判断後、各々の判断を下した路線に対する対応方針（存続路線の整備に係る方針等）

2-4 報告書作成

本業務の検討・実施内容について、業務報告書としてとりまとめを行う。

2-5 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回を予定し、業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せを行うものとする。

第3章 成果品

3-1 成果品

本業務の成果品として、以下を提出する。

- | | | |
|--------------------------------|-------------|----|
| ・業務報告書 | A4版チューブファイル | 1部 |
| ・当該業務で作成した各種資料・データ | | 1式 |
| ・電子成果品（DVD-R またはコンパクトハードディスク等） | | 1式 |

電子成果品は、PDF ファイル及びオリジナルファイル（PDF に変換前のデータ）とする。電子成果品は、DVD-R またはコンパクトハードディスク等にすべてのデータを格納する。1媒体に格納できない場合は、監督員と協議の上、複数での納品も可能とする。

電子媒体は受注者が準備し、電子媒体の表面には、「発注年度」、「業務名」、「完了年月」、「発注機関名」、「受注者名」、「何枚目/全体枚数」、「ウィルスチェックに関する情報」を直接印刷するか、又は、記載したラベルシールを全面貼付けする。

ウィルス対策ソフトは、信頼性の高いもので、最新のデータに更新したものを利用し、ウィルスチェックを行う。

受注者は、納品後3年以内に電子媒体の読み取りが不可能となった場合は、無償で再納品を行うものとする。

第4章 その他

4-1 資料貸与

1) 受注者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等（複製したものを含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受ける場合は、発注者に対し申請書を提出する。

2) 受注者は、前項の貸与資料等を発注者が指定する場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

3) 受注者は、業務を行ううえで不要となったとき及びこの契約の終了後又は解除後若しくは発注者から要求があったときにおいて、貸与資料等を速やかに発注者に返却又は破棄もしくは消去し、その結果を書面により発注者に報告する。

4) 前各項の規定は、他者に業務の処理を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

4－2 機密の保持

- 1) 受注者は個人情報保護法や関連法規及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た情報（業務を実施するうえで、発注者を通じて知り得た第3者の情報を含む。）を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。
- 2) 受注者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。
- 3) 上記各項目の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 4) 上記各項目の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。

4－3 過年度成果報告書

業務対象地域において、本業務に関連する過年度の成果報告書等は以下のとおりとする。

- 1) 松山市都市経営戦略業務報告書（平成23年3月）
- 2) 松山市都市計画道路の見直しガイドライン（平成23年3月）
- 3) 松山都市圏総合都市交通体系調査分析業務委託（令和6年7月）
- 4) 松山都市圏総合都市交通体系調査将来分析業務委託（令和8年3月）
- 5) 松山都市圏総合都市交通計画協議会 資料